

生駒市条例第41号

生駒市環境基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月9日

生駒市長 山下 真

生駒市環境基本条例の一部を改正する条例

生駒市環境基本条例（平成11年3月生駒市条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第18条」を「第19条」に、「第19条」を「第20条」に、「第20条・第21条」を「第21条・第22条」に、「環境審議会（第22条）」を「環境審議会等（第23条・第24条）」に改める。

第8条第3項中「第22条第1項」を「第23条第1項」に改める。

第22条に見出しとして「（環境審議会）」を付し、同条第4項第2号を次のように改め、同条を第23条とする。

(2) 学識経験のある者

「第3章 環境審議会」を「第3章 環境審議会等」に改める。

第2章第5節中第21条を第22条とし、第20条を第21条とし、同章第4節中第19条を第20条とし、同章第3節中第18条の次に次の1条を加える。

（環境マネジメントシステム）

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、環境マネジメントシステム（環境に配慮した活動を進めるための目標を決定し、当該目標を達成するための継続的な改善を図る仕組みをいう。以下同じ。）の導入及び推進を図るものとする。

本則に次の1条を加える。

（環境マネジメントシステム推進会議）

第24条 環境マネジメントシステムの適正な運用を図るため、生駒市環境マネ

ジメントシステム推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境マネジメントシステムに係る取組状況に関すること。

(2) 環境マネジメントシステムに係る目標の設定に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境マネジメントシステムに関し必要な事項

3 推進会議は、委員35人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 事業者及び市民

(3) 市職員

(4) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

6 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 推進会議は、必要があると認めるときは、専門チームを置くことができる。

8 推進会議は、その定めるところにより、専門チームの決議をもって推進会議の決議とすることができる。

9 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。